○地方自治法第180条第１項の規定による組合長の専決処分指定事項について

平成26年11月４日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第１項の規定により、組合長において専決することができる事項を下記のとおり指定する。

記

１　１件100万円以内の損害賠償の額を定め、和解すること。

２　１件100万円以内の賠償額について予算を補正すること。

附　則

この議決は、議決の日から効力を生ずる。